

令和7年4月1日

宮崎国際大学 学長 山下 恵子

研究不正に関する学長の決意表明

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が令和3年2月に改正されました。これを受けて、宮崎国際大学では、「公的研究費の運営・管理体制の整備及び研究不正行為等防止に対する取組」に関する規程や組織の見直しを行い、以下のことを宣言します。

私、学長は、最高管理責任者として、以下の点についてリーダーシップを発揮します。

- (ア) 最高責任者の学長の強力なリーダーシップの下、機関全体で研究行為等の防止に取り組めます。また、機関として、不正防止に向けた取組を促し、教職員および関係する学生の意識の向上と浸透を図るため、また、不正を防止する風土を形成するために、総合的な取組を実施します。具体的な取り組みは改正された規定をご覧ください。
- (イ) 不正防止対策の基本方針や学内規則を教職員および関係する学生に周知するとともに、それらを実施するために定期的に学内講師による講習会、あるいは外部招聘講師などによる研修会を開催します。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮します。
- (ウ) コンプライアンス教育や啓発活動等を通じて構成員の意識の向上と浸透を促し、組織全体で不正を防止する風土を形成します。
- (エ) 監査機能を強化（監事、会計監査人、内部監査委員の連携強化）し、不正防止システムを強化します。